九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

共和暦６年フリメールのフランス抵当法草案の起草（３・完）

香山，高広
九州大学大学院法学研究院 ： 准教授

https://doi.org/10.15017/7152028

出版情報：法政研究. 90 (2), pp.133-158, 2023-10-06. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：

資　料

共和暦６年フリメールのフランス抵当法草案の起草（３･完）

香　山　高　広

目次

第１章　はじめに
第２章　ベルジエ草案の起草
　第１節　《委員会》の設置（以上，『法政研究』第 89 巻第１号）
　第２節　レアル諸案の起草（以上，『法政研究』第 89 巻第２号）
　第３節　新委員の選出
　第４節　共和暦６年ヴァンデミエール９日法の成立
　第５節　ベルジエ草案の完成
第３章　むすび

第２章　ベルジエ草案の起草

第３節　新委員の選出

64　レアル丙案の印刷（1797年１月19日〔共和暦５年プリュヴィオーズ１日〕から1797年２月18日〔共和暦５年プリュヴィオーズ30日〕）（⇒**63**）後，修正前ベルジエ草案が五百人会に提出（1797年11月14日〔共和暦６年ブリュメール24日〕）（⇒**85**）されるまでの９ヶ月又は10ヶ月の間の，具体的な《委員会》の活動については，詳らかにすることはできなかった。もっとも，後述するように，この間に共和暦６年ヴァンデミエール９日法が成立（⇒**79**）し，そのことはベルジエ草案の

完成と無関係ではないと思われるが，後に共和暦６年ヴァンデミエール９日法となる決議案が五百人会に提出されるまでの間において，《委員会》につき，注目すべき事柄が，ないわけではない。すなわち，この間において，《委員会》の新委員が，しかも本稿との関係において重要な委員が選出されている。本節は，この経緯を明らかにする。

（１）　1797年４月30日（共和暦５年フロレアル11日）[356]

65　1797年３月21日（共和暦５年ジェルミナル１日）から同年４月４日（共和暦５年ジェルミナル15日）にかけて議会選挙が実施され[357]，共和暦５年プレリアル１日（1797年５月１日）から新会期が開始する[358]。レアルは，選挙により議員でなくなった委員に代わる，新委員の選出を求める。この点につき，五百人会において，レアルは次のように発言する[359]。

「抵当法典につき責務を負った委員会は，まさに，その職務を終えようとしている（est prêt à achever son travail[360]）。しかし，委員のうち，その三名が，［共和暦５年］プレリアル１日〔1797年５月20日〕に［五百人会を］去る。［そこで，］わたしは，新たな三名の委員を選出することにより，五百人会が委員会を補完することを要求する。」

五百人会は，レアルの提案を採択した上で，シメオン（Joseph Jérôme SIMÉON[361]），ベルジエ及びクラッスーの三名を新委員として選出する[362]。

---

(356)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, floréal an V, p. 249; *MU*, 18 floréal an 5.
(357)　ゴデショ174頁。
(358)　ゴデショ176頁。
(359)　*MU*, 18 floréal an 5.
(360)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*は，「委員会の職務は，完全に終えられたわけではない（le travail de la commission n'est pas entièrement achevé）」と記載する。*Moniteur universel*の記載と，若干であるが，ニュアンスの違いがある。しかし，いずれにせよ，1797年４月30日（共和暦５年フロレアル11日）の時点において，《委員会》は，決議案を完成させていなかったことになる。したがって，修正前ベルジエ草案の完成日は，この日以後である（⇒**84**）。
(361)　Cf. Tulard, p. 1576; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, pp. 319 et s.
(362)　*MU*, 18 floréal an 5.

（２） 1797年８月４日（共和暦５年テルミドール17日）[363]

66 五百人会において，フレスネル（Claude- André FRESSENEL）[364]は，複数の制度が混在するために，抵当権につき，手続が混乱している現状等を訴える。その上で，かれは次のように発言する[365]。

「わたしは，この点につき報告義務を負った，諸君の委員会が，即刻（tres-incessamment），その報告をすべきことを要求する。」

五百人会は，フレスネルの提案を採択し，その上で，かれを「抵当法典に関する委員会に加える[366]」。

第４節　共和暦６年ヴァンデミエール９日法の成立

67 レアル丙案印刷（⇒**63**）から，修正前ベルジエ草案が五百人会に提出される1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）（⇒**85**）までの出来事で，ベルジエ草案の起草と密接な関係を有する事柄として，全111条からなる，「共和暦６年の，一般，通常及び特別支出についての必要金に関する法律（Loi relative aux fonds nécessaires pour les dépenses générales, ordinaires et extraordinaires, de l'an 6[367]）」（本稿においては，これを「共和暦６年ヴァンデミエール９日法」という。）の成立がある。本節は，本稿と関係する範囲において，共和暦６年ヴァンデミエール９日法の成立までの経緯等の概要を明らかにする。

68 共和暦６年ヴァンデミエール９日法の成立がベルジエ草案の完成と関係する（⇒**67**）のは，共和暦６年ヴァンデミエール９日法において，次の規定が存在するからである。共和暦６年ヴァンデミエール９日法１条，４条及び62条は，それ

---

(363) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, thermidor an V, p. 389; *MU*, 20 thermidor an 5; *Journal des débats*, thermidor an V, N° 84, pp. 312 et s.

(364) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, p. 70

(365) *MU*, 20 thermidor an 5; *Journal des débats*, thermidor an V, N° 84, p. 313.

(366) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, thermidor an V, p. 389. Cf. *MU*, 20 thermidor an 5; *Journal des débats*, thermidor an V, N° 84, p. 314.

(367) *Bulletin*, 2e série, N° 148, n° 1447. Cf. Duvergier, tome dixième, pp. 54 et s ;

ぞれ，次のように規定する。

「第１条　共和暦６年の，一般，通常及び特別支出についての必要金の状況は，暫定的に，６億1600万［フラン］とする。」

「第４条（抄訳）第１条に規定する額は，次の各号の収入に基づくものである。
…
５　抵当権，800万［フラン］。
…」

「第62条　以下の比例税（droit proportionnel）は，国庫のために確立され，かつ，登録官により徴収される。
１　抵当権保存のために登記を要求する抵当制度の実施以前の抵当権付債権につき被担保債権額の2000分の１，実施後の抵当権付債権につき被担保債権額の1000分の１の比例税。
２　新所有者が抵当権滌除を希望する譲渡の全額につき，1000分の15の比例税。」

実際，共和暦６年ヴァンデミエール９日法の成立が，ベルジエ草案の内容に無関係でないことにつき，ベルジエ自身が，次のように発言又は記載する（傍点は原文イタリック）。

「抵当権順位の保存を，すべての市民に開かれた帳簿への登記の方法による公示に結びつけること。〔改行〕…譲渡以前において未公示なままの抵当権から新取得者を解放する…こと。…〔改行〕抵当法典の，これら…の部分は，新制度の本質を構成するものに，ほかならない。これらの基本原則は，すでに何度も，［議会において］承認されている。とりわけ，共和暦６年ヴァンデミエール９日法第62条が，それを承認している。
実際，この法律は，登記の方法におる抵当権の公示と，同一方法による譲渡の公示につき，公的収入（revenu public）の重要な部分を確立している。したがって，この法律は，…1771年［王示］が確立した抵当権の保存的故障申立て（oppositions conservatrices）を［共和暦３年］メシドール９日法が確立した保存帳簿への登記に変更することや，譲渡以

前に未知でありかつ秘密なままの抵当権を消滅させるために登記の方法により譲渡を公示する必要性につき，それを再度俎上に載せることを許容するものではない[368]。」

「ビゾン・デュ・ガラン[369]は，新しい抵当制度を拒否すること，1771年王示にしたがえば十分であること，この法律〔1771年王示〕を共和国の共通法にすることを，議会に対して勧告した。すなわち，取得した抵当権を保存するために，裁可状への押印に対する故障申立て…の方法を用いれば，それで足りると，勧告するわけである。そして，［かれは，］この方法〔故障申立て〕を登記の方法に優先させることを，［あわせて］勧告する。

…［しかし，］この見解においては，共和暦６年ヴァンデミエール９日法第62条を撤回しなければならない。［というのも，この条は，］抵当権の保存方法として，抵当権の登記を確立しているからである。ところで，共和暦６年ヴァンデミエール９日法［の是非］を蒸し返すことが，議会の意図でないことは，間違いない[370]。」

（１） 1797年９月10日（共和暦５年フリュクティドール24日[371]）

69 五百人会において，ヴィレール（François Toussaint VILLERS[372]）が，財政委員会（la commission des finances[373]）を代表して，「財政の一般計画に関する決議

(368) Bergier, séance du 24 brumaire an 6, pp. 4 et s.

(369) Alexis- François PISON du Galland. Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, pp. 639 et s.

(370) Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 15, note(1).

(371) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 158; *MU*, 25 et 30 fructidor an 5; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 123, p. 100 et N° 126, pp. 147 et s.

(372) Cf. Caratini, pp. 535 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 531.

(373) 1797年９月５日（共和暦５年フリュクティドール19日）時点における，五百人会の財政委員会の委員は，*Moniteur universel*（25 fructidor an 5.）によれば，ラマルク（François LAMARQUE〔Cf. Tulard, p. 1024; Caratini, p. 363; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, p. 552.〕），ベルトラン（Isaac BERTRAND〔Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 1, p. 295.〕），ファーブル（Jean- Pierre FABRE〔Cf. Tulard, p. 721; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 583 et s.〕），マルタン（Roger MARTIN〔Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 290.〕），ヴィレール，モノ（Jacques François Charles MONNOT〔Cf. Caratini, p. 421; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 400.〕），デュボワ（Dieudonné DUBOIS DES VOSGES〔Cf. Tulard, p. 620; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 419.〕）である。

加えて，*Journal des débats*（fructidor an V, N° 120, p. 37.）においては，ジュルダン（Jean-Baptiste JOURDAN〔Cf. Tulard, pp. 980 et s; Caratini, p. 350; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, pp. 435 et s.〕）（1796年12月31日〔共和暦５年ニヴォーズ11日〕〔⇒**52**〕の五百人会において発言をしたジュルダンとは別人。また，同姓同名の五百人会議員もいるが，ここで財政委員会に属したジュルダンは，オート＝ヴィエンヌのジュルダンである。），プリウール（Claude-

案（projet de résolution contenant un plan général）[374]」（本節においては，これを「決議案」[375]という。）につき，報告をする[376]。そして，ヴィレールは，その決議案を五百人会に提出する[377]。

ヴィレールの報告後，五百人会において，決議案につき，審議がされる。

ショレ（François- Armand CHOLET）[378][379]及びファーブル[380]が発言をする。

五百人会は，ヴィレールの報告と決議案の印刷を命じた上で，決議案の審議を「明日」，すなわち1797年９月11日（共和暦５年フリュクティドール25日）にすることを決定する[381]。

（２）　1797年９月11日（共和暦５年フリュクティドール25日[382]）

70　五百人会において，決議案につき，審議がされる。

ベッツ（Joseph- François BEYTS）[383][384]，ヴィレール[385]，ファーブル[386]，スエ（Julien-Joseph SOUHAIT）[387][388]，マレ（Gabriel MALES）[389][390]，ガイ・ド・ヴェルノン（Léonard-

---

Antoine PRIEUR DUVERNOIS〔Cf. Caratini, p. 452; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 49.〕）の名前が記載されている。

(374)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 158.

(375)　この決議案については，未見である（註（381）参照）。

(376)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 158; *MU*, 25 et 30 fructidor an 5; *Journal des débats,* fructidor an V, N° 126, pp. 147 et s.

(377)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents,* fructidor an V, p. 158; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 123, p. 100 et N° 126, p. 155.

(378)　Cf. Tulard, p. 419; Caratini, p. 180; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 105 et s.
*Moniteur universel*及び*Journal des débats*においては，《Chollet》と記載されているが，同一人物である（Cf. Caratini, p. 180.）。

(379)　*MU*, 30 fructidor an 5; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 126, p. 155.

(380)　*MU*, 30 fructidor an 5; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 126, p. 155.

(381)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 158; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 126, p. 155.
五百人会の命令により，その報告と決議案が印刷された文書が，それぞれフランス国立図書館に所蔵されている。しかし，いずれも入手が叶わなかったため，本稿執筆にあたり，それを参照することができなかった。

(382)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 173; *MU*, 26 fructidor et 2me jour complémentaire an 5; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 124, p. 125 et N° 128, p. 179.

(383)　Cf. Tulard, p. 212; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 1, p. 312.

(384)　*MU*, 2me jour complémentaire an 5.

(385)　*MU*, 2me jour complémentaire an 5.

(386)　*MU*, 2me jour complémentaire an 5.

(387)　Cf. Caratini, pp. 509 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, pp. 334 et s.

Honoré GAY DE VERNON[391][392]），アンジュボルト（Mathurin- Etienne ENJUBAULT[393][394]），ゴダン（Joseph- Marie- Jacques- François GAUDIN[395][396][397]）等が発言をする。

第１章の「最初の11の条」が，修正後，投票され，採択される[398]。そして，五百人会は，修正を反映させた，新たな決議案の提出のために，すでに提出されている決議案のすべてを財政委員会に差し戻す[399]。

五百人会は，決議案につき，その審議を「明日」，すなわち1797年９月12日（共和暦５年フリュクティドール26日）に延期する[400]。

（３） 1797年９月12日（共和暦５年フリュクティドール26日[401]）

71 五百人会において，決議案につき，審議がされる。

「登録税（enregistrement）と印紙税（timbre）の節[402]のすべての条[403]が，投票され，そして，採択される[404]」。

五百人会は，決議案につき，その審議を「明日」，すなわち1797年９月13日（共和暦５年フリュクティドール27日）に延期する[405]。

---

(388) *MU*, 2me jour complémentaire an 5.
(389) Cf. Tulard, p. 1120; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 236.
(390) *MU*, 2me jour complémentaire an 5.
(391) Cf. Caratini, p. 299; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, pp. 143 et s.
(392) *MU*, 2me jour complémentaire an 5.
(393) Cf. Tulard, p. 665; Caratini, p. 259; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 556.
(394) *MU*, 2me jour complémentaire an 5.
(395) Cf. Tulard, p. 783; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, p. 182.
(396) *MU*, 2me jour complémentaire an 5.
(397) 本文で「等」と記載したのは，*Moniteur universel*（2me jour complémentaire an 5.）に，名前を明らかにすることはできなかった者の発言が掲載されているからである。
(398) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 173.
(399) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 173.
(400) *MU*, 2me jour complémentaire an 5.
(401) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, pp. 194 et s; *MU*, 27 fructidor et 4me jour complémentaire an 5; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 125, p. 136 et N° 129, p. 194.
(402) 原文は「節（chapitres）」であるが，「章（titres）」の誤りと思われる。
(403) 最終的に，共和暦５年第一閏日決議（⇒**75**）の14条から61条となる条。
(404) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, pp. 194 et s. Cf. *MU*, 27 fructidor et 4me jour complémentaire an 5.
(405) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 195; *MU*, 4me jour complémentaire an 5.

（４）　1797年９月13日（共和暦５年フリュクティドール27日）[406]

72　五百人会において，決議案につき，審議がされる。[407]

土地定期金（les rentes foncières）に関する規定とともに，抵当税に関する規定から強制国債券（coupons de l'emprunt forcé）に関する規定[408]が審議の対象となる。

アルマン（Jean- Baptiste HARMAND）[409][410]，マレ[411]，ピゾン[412]，ガイ・ド・ヴェルノン[413]，ファーブル[414]，スエ[415]が発言をする。[416]

アルマンは，抵当権につき，それを財源とすることには賛成するが，「新しい役所（une administration nouvelle）」を設置することは「著しい浪費（une véritable dilapidation）」であることを理由に，反対する。

この主張につき，マレは，次のように反論する。

「抵当権の公示制度は［すでに共和暦３年法により］デクレ（décret）として成立している。そして，われわれの同僚であるレアルの草案の一部は，すでに採択された。確かに，異論も多々あった。その異論は，とりわけ，自己の債務の状態を隠そうとするものによるものであった。しかし，抵当制度の確立は，不正な隠し事を止めさせねばならないものである。わたしは，本条の採択を求める。」

マレの発言に続き，ピゾンは次のように発言する。[417]

---

(406)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, pp. 208 et s; *MU*, 28 fructidor et 4me jour complémentaire an 5; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 126, pp. 158 et s. et N° 129, p. 196.

(407)　*Moniteur universel*（4me jour complémentaire an 5.）には，「抵当法典に関する，委員会草案の一部についての議論がされた」と記載されているが，実際には，決議案における抵当権に関する条の審議がされたにすぎない。

(408)　最終的に，共和暦５年第一閏日決議（⇒**75**）の62条から95条となる条。

(409)　Cf. Tulard, p. 864; Caratini, p. 330; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, p. 315.

(410)　*MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(411)　*MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(412)　*MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(413)　*MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(414)　*MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(415)　*MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(416)　審議に先立ち，ヴィレールが登壇している（*MU*, 4me jour complémentaire an 5.）が，かれの発言内容を明らかにすることはできなかった。

(417)　後述するように，ピゾンは抵当権登記の導入に反対の立場である（⇒**85**）。

「本条は，［抵当権の公示につき，］予断を与えるものではない。この条は，抵当税による税収が800万［フラン］であることを規定するにすぎない。この税の徴収を命ずることに，とどめるべきである。その方法については，特別法が，それを規定することであろう。」

ピゾンの発言後，五百人会は，「その条文」を「採択」する。[418]

五百人会は，複数の規定の修正を命じつつ，国営宝籤（la loterie nationale de France）の設立に関する条[419]までの条を「最終草案（rédaction complète & définitive）提出のために委員会に差し戻」す。[420]

土地定期金に関する条につき，「五百人会は，…再検討のために，それに対する批判（observations）を財政委員会に送る」。[421]

強制国債券に関する規定につき，五百人会は，それを「採択」する。[422]

五百人会は，決議案の審議を「明日」，すなわち1797年９月14日（共和暦５年フリュクティドール28日）に延期する。[423]

（５） 1797年９月14日（共和暦５年フリュクティドール28日）[424]

73 五百人会において，決議案につき，審議がされる。

公債（dette publique）に関する条[425]が審議の対象となる。

ヴィレール[426]，スエ[427]，ピゾン[428]，マレ[429]及びファーブル[430]が発言をする。

---

(418) *MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(419) 最終的に，共和暦５年第一閏日決議（⇒**75**）の93条となる条。

(420) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 208.

(421) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 209. Cf. *MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(422) *MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(423) *MU*, 4me jour complémentaire an 5.

(424) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 230; *MU*, 1er vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 127, pp. 172 et s. et N° 130, pp. 210 et s.

(425) 最終的に，共和暦５年第一閏日決議（⇒**75**）の98条から111条となる条。

(426) *MU*, 1er vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 210 et p. 211.

(427) *MU*, 1er vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, pp. 210 et s.

(428) *MU*, 1er vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 211.

(429) *MU*, 1er vendémiaire an 6.

(430) *MU*, 1er vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 211.

五百人会は，「［決議］案の当該箇所の議論の継続を明日〔1797年９月15日〕に延期する」とともに，「財政委員会が前二日の審議で採択された条のすべてを一つの決議［案］にまとめ，その草案を明日の五百人会に提出することを決定する[431]」。

（６）　1797年９月15日（共和暦５年フリュクティドール29日[432]）

74　五百人会において，決議案につき，審議がされる。

公債と土地定期金に関する条が審議の対象となる。

ヴィレール[433]，スエ[434]，モノ[435]，ベッツ[436]，ファーブル[437]，ゴダン[438]，ベルジエ[439]，ベルガルド（Antoine- Denis DUBOIS DE BELLEGARDE[440][441]），マレ[442]，ウド（Charles- François OUDOT[443][444]），ポン[445][446]，ショレ[447]，シャザル（Jean- Pierre CHAZAL[448][449]）等[450]が発言をする。

公債に関する条については「投票され，採択され，決議［案］の一部となる」が，土地定期金に関する条については，これを「五百人会は，再度［財政］委員会に差

---

(431)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 230.

(432)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 243; *MU*, 30 fructidor an 5, 1er vendémiaire an 6 et 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 128, p. 187 et N° 130, pp. 214 et s.

(433)　*MU*, 1er et 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 214 et p. 216.

(434)　*MU*, 1er vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, pp. 214 et s.

(435)　*MU*, 1er et 2 vendémiaire an 6.

(436)　*MU*, 1er et 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 215.

(437)　*MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 216.

(438)　*MU*, 2 vendémiaire an 6.

(439)　*MU*, 2 vendémiaire an 6.

(440)　Cf. Caratini, p. 82; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 421 et s.

(441)　*MU*, 2 vendémiaire an 6.

(442)　*MU*, 2 vendémiaire an 6.

(443)　Cf. Caratini, p. 431; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, pp. 526 et s.

(444)　*MU*, 2 vendémiaire an 6.

(445)　当時，Philippe- Laurent PONS（Cf. Tulard, p. 1349; Caratini, p. 449; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 16.）と，Jean- Etienne- Robert PONS- SAINT- MARTIN（Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 17.）の，二名のポンが，五百人会議員であった。いずれのポンが発言をしたのかについては，明らかにすることができなかった。

(446)　*MU*, 2 vendémiaire an 6.

(447)　*MU*, 2 vendémiaire an 6.

(448)　Cf. Tulard, p. 414; Caratini, p. 176; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 81.

(449)　*MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 217.

(450)　本文で「等」と記載したのは，*Moniteur universel*（1er et 2 vendémiaire an 6.）に，名前を明らかにすることはできなかった者の発言が複数掲載されているからである。

し戻す[451]」。

五百人会は，決議案につき，その審議を「第一閏日」，すなわち1797年９月17日（共和暦５年第一閏日）に延期する[452]。

（７） 1797年９月17日（共和暦５年第一閏日[453]）

75 五百人会において，決議案につき，審議がされる。

土地定期金に関する条等が審議の対象となる。

ヴィレール[454]，ドシー（Alexis- François- Joseph DAUCHY[455][456]），マレ[457]，ボナヴァンチュール（Nicolas Melchiadès BONAVENTURE[458][459]），ベッツ[460]，ペレ（Emmanuel PÉRÈS DE LAGESSE[461][462]）等[463]が発言をする。

五百人会において，決議案が採択され，「共和暦６年の，一般，通常及び特別支出についての必要金に関する，第一閏日の決議」（本稿においては，これを「共和暦５年第一閏日決議[464]」という。）となる[465]。なお，決議案の三度の朗読については，

---

(451) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 243.

(452) *MU*, 2 vendémiaire an 6.

(453) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, pp. 453 et s; *MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 217 et N° 131, pp. 229 et s.

(454) *MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 131, p. 229 et p. 230.

(455) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 266.
ドシーという名前の五百人会議員は他にもいるが，《Dauchy, du Nord》（*MU*, 2 vendémiaire an 6.）又は《Dauchy（du Nord）》（*Journal des débats*, fructidor an V, N° 131, p. 230.）と記載されているので，Alexis- François- Joseph DAUCHYのことである。

(456) *MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 131, p. 230.

(457) *MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 131, p. 230.

(458) Cf. Caratini, p. 111; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 1, p. 382.

(459) *MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 131, p. 230.

(460) *MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 131, p. 230.

(461) Cf. Tulard, p. 1318; Caratini, p. 438; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 582.

(462) *MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 131, p. 229.

(463) 本文で「等」と記載したのは，*Moniteur universel*（2 vendémiaire an 6.）に，名前を明らかにすることはできなかった者の発言が掲載されているからである。

(464) 共和暦５年第一閏日決議の全文は，*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*（fructidor an V, pp. 254 et s.），*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*（fructidor an V, pp. 430 et s.）及び*Journal des débats*（fructidor an V, N° 133, pp. 265 et s. et N° 134, pp. 298 et s.）に掲載されている。

(465) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 254; *MU*, 2 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, fructidor an V, N° 130, p. 217.
決議案が共和暦５年第一閏日決議となった日につき，共和暦５年フリュクティドール19日

緊急と認められ，免除される。[466]

（８）　1797年９月19日（共和暦５年第三閏日）[467]

76　共和暦５年第一閏日決議（⇒**75**）が，元老会に送付される。[468]

77　元老会において，共和暦５年第一閏日決議（⇒**75**）を検討するための委員会が設置される。そして，元老会は，ディレイ・ダジエ（Claude- Pierre DELLAY D'AGIER, 1750- 1827）[469]，ベルニエ（Théodore VERNIER）[470]，ルクートゥルー・ド・カンテル（Jean- Barthélemy LECOUTEULX DE CANTELEU）[471]，クレテ（Emmanuel CRÉTET）[472]，ルブラン（Charles- François LEBRUN）[473]，ピラストル・ド・ラ・ブラルディエール（Urbain- René PILASTRE DE LA BRARDIÈRE）[474]，レニエ（Claude Ambroise RÉGNIER）[475]を，委員として選出する。[476]

（1797年９月５日）と記載するもの（1797年９月29日〔共和暦６年ヴァンデミエール８日〕の元老会でされたクレテの報告を掲載した文書〔註（478）〕の表題及び1797年９月30日〔共和暦６年ヴァンデミエール９日〕の元老会でされたレニエの発言を掲載した文書〔註（497）〕の表題）や，共和暦５年フリュクティドール29日（1797年９月15日）と記載するもの（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 50; *MU*, 12 vendémiaire an ６; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 144, p. 82, N° 146, p. 101 et N° 147, p. 121. 1797年９月29日〔共和暦６年ヴァンデミエール８日〕の元老会でされたクレテの報告を掲載した文書（註（478））の本文〔p. 1.〕）が，ある。いずれも，誤りである。

(466)　共和暦５年第一閏日決議前文。

(467)　*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, fructidor an V, pp. 430 et s; *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 345; *MU*, 5 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 133, p. 265.

(468)　*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, fructidor an V, p. 430; *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, fructidor an V, p. 345.

(469)　Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 321.

(470)　Cf. Tulard, p. 1713; Caratini, p. 533; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 566.

(471)　Cf. Tulard, pp. 1047 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 35.

(472)　Cf. Tulard, pp 549 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 219 et s.
なお，香山「性格(3)」註（265）参照。

(473)　Cf. Tulard, pp. 1043 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, pp. 19 et s.

(474)　Cf. Tulard, p. 1334; Caratini, p. 445; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, pp. 631 et s.

(475)　Cf. Tulard, pp. 1449 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 107.

(476)　*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, fructidor an V, p. 470; *MU*, 5 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 133, p. 265.

（９） 1797年９月29日（共和暦６年ヴァンデミエール８日）[477]

78 元老会において，クレテが，1797年９月19日（共和暦５年第三閏日）（⇒**77**）に設置された委員会を代表して，共和暦５年第一閏日決議（⇒**75**）につき報告[478]をする[479]。

この報告において，クレテは次のように発言する[480]。

「抵当制度に関する規定については，別の法律の制定（lois subséquentes）が必要とされる。もっとも，それについては，それほど手間取ることはないであろう。」

クレテの報告後，ディレイ・ダジエ[481]とラコンブ・サン・ミシェル（Jean- Pierre LACOMB- SAINT- MICHEL）[482][483]等[484]が発言をする。

---

(477) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 50 et s; *MU*, 9, 12 et 13 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 144, p. 82 et N° 146, pp. 101 et s.

(478) 元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 62; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 146, p. 108.）により，この報告が印刷されたものが，以下の表題の文書である（Cf. *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 159, p. 304.）。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES ANCIENS. RAPPORT FAIT PAR CRETET, *Sur la résolution du 19 fructidor de l'an 5 relative aux finances de la République, au nom d'une commission composée des représentants du peuple, VERNIER, DEDELAY- D'AGIER, LECOUTEULX CANTELEU, REGNIER, PILASTRE, LEBRUN, CRETET*. Séance du 8 vendémiaire an VI.

この文書の最終頁の末尾には，以下の記載がある。

DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Vendémiaire, an 6.

(479) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 50 et s; *MU*, 9 et 12 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 144, p. 82 et N° 146, p. 101.

(480) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 52; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 146, p. 102.

印刷された報告（註（478）参照）においても，類似の記載がある（Cf. p. 8.）。

(481) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 62 et s; *MU*, 13 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 144, p. 82 et N° 146, pp. 108 et s.

元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 63; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 146, p. 109.）により，その発言が印刷された文書がフランス国立図書館に所蔵されている。しかし，入手が叶わなかったため，本稿執筆にあたり，それを参照することができなかった（Cf. *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 159, p. 304.）。

(482) Cf. Tulard, p. 1013; Caratini, p. 357; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, pp. 496 et s.

(483) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 63; *MU*, 13 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 146, p. 109.

(484) 本文で「等」と記載したのは，*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*（vendémiaire an VI, p. 63.）及び*Journal des débats*（vendémiaire an VI, N° 146, p. 109.）において，「複数の議員（Plusieurs membres）」とのみ記載された，名前を明らかにすることはできなかった者の発言が掲載されているからである。

元老会は,「明日」, すなわち1797年９月30日（共和暦６年ヴァンデミエール９日）までの審議の延期を決定する。[485]

（10）　1797年９月30日（共和暦６年ヴァンデミエール９日）[486]

79　元老会において，共和暦５年第一閏日決議（⇒**75**）の審議がされる。

ベルニエ[487]，ボダン（Pierre- Charles- Louis BAUDIN）[488][489]，ラコンブ・サン・ミシェル[490]，ルソー（Jean ROUSSEAU）[491][492]，クロゼル（Jean- Baptiste CLAUZEL）[493][494]，デルゾ

（485）　*MU*, 9 et 13 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 144, p. 82 et N° 146, p. 109.

（486）　*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 66 et s; *MU*, 14 et 15 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 145, p. 99, N° 147, pp. 121 et s. et N° 149, pp. 145 et s.

（487）　*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 66 et s; *MU*, 14 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 147, pp. 121 et s.

元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 93; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, p. 154.）により，その発言が印刷された文書がフランス国立図書館に所蔵されている。しかし，入手が叶わなかったため，本稿執筆にあたり，それを参照することができなかった（Cf. *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 159, p. 304.）。

（488）　Cf. Caratini, pp. 70 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 1, pp. 129 et s.

（489）　*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 68 et s; *MU*, 14 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 147, pp. 121 et s.

元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 93; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, p. 154.）により，その発言が印刷されたものが，以下の表題の文書である（Cf. *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 162, p. 352.）。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES ANCIENS. OPINION DE P. C. L. BAUDIN（des Ardennes）CONTRE LA FORME *De la résolution du 1er jour complémentaire, relative aux contributions de l'an 6, & au remboursement des deux tiers de la dette publique*. Séance du 9 Vendémiaire an 6.

この文書の最終頁の末尾には，以下の記載がある。

DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Vendémiaire an 6.

（490）　*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 70 et s; *MU*, 14 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 147, p. 130.

元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 93; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, p. 154.）により，その発言が印刷された文書がフランス国立図書館に所蔵されている。しかし，入手が叶わなかったため，本稿執筆にあたり，それを参照することができなかった（Cf. *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 162, p. 352.）。

（491）　Cf. Tulard, p. 1481; Caratini, p. 488; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 207.

（492）　*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 71 et s; *MU*, 14 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 147, pp. 130 et s. et N° 149, pp. 145 et s.

元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 93; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, p. 154.）により，その発言が印刷されたものが，以下の表題の文書である（Cf. *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 159, p. 304.）。

ン（Antoine DELZONS）[495][496]及びレニエ[497]が発言をする。

共和暦５年第一閏日決議が採択され，「共和暦６年の，一般，通常及び特別支出についての必要金に関する法律」（共和暦６年ヴァンデミエール９日法〔⇒67〕）として，成立する[498]。なお，決議の三度の朗読は実施されない[499]。

（11） 1797年10月４日（共和暦６年ヴァンデミエール13日[500]）

80 五百人会において，ヴィレールは次のように発言する[501]。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES ANCIENS. OPINION DE ROUSSEAU,（Député de Paris ）, *Contre le projet de mobilisation des deux tiers de la dette publique*. Séance du 9 vendémiaire an 6.

この文書の最終頁の末尾には，以下の記載がある。

DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Vendémiaire an 6.

(493) Cf. Tulard, p. 426; Caratini, pp. 182 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 329.

(494) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 87 et s; *MU*, 14 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, pp. 149 et s.

元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 93; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, p. 154.）により，その発言が印刷された文書がフランス国立図書館に所蔵されている。しかし，入手が叶わなかったため，本稿執筆にあたり，それを参照することができなかった（Cf. *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 159, p. 304.）。

(495) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 122 et s.

(496) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, pp. 89 et s; *MU*, 14 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, pp. 150 et s.

元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 93; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, p. 154.）により，その発言が印刷された文書がフランス国立図書館に所蔵されている。しかし，入手が叶わなかったため，本稿執筆にあたり，それを参照することができなかった。

(497) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens,* vendémiaire an VI, pp. 91 et s; *MU*, 14 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 149, p. 154.

元老会の命令（*Procès- verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an VI, p. 93; *Journal des débats,* vendémiaire an VI, N° 149, p. 154.）により，その発言が印刷されたものが，以下の表題の文書である（Cf. *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 162, p. 352.）。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES ANCIENS. OPINION DE REGNIER, *Sur la résolution du 19 fructidor, relative aux Finances de la République*, Séance du 9 Vendémiaire an 6.

この文書の最終頁の末尾には，以下の記載がある。

A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Vendémiaire an 6,

(498) *Procès- verbal des séances du conseil des anciens,* vendémiaire an VI, p. 93; *MU*, 14 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 145, p. 99 et N° 149, p. 154.

(499) 共和暦６年ヴァンデミエール９日法前文。

(500) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, vendémiaire an VI, p. 208; *MU*, 19 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 152, p. 194.

(501) *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 152, p. 194.

「最新の財政法は，抵当権の収益を800万［フラン］とする。しかし，抵当制度は，多くの県において未実施である。他方において，他の県においては，実施を止めてしまった。諸君が期待する収入を保証するために，諸君は，直ちに，その成立（réorganisation）に専心しなければならない。この任を特別委員会が担っていたが，今日，バラバラにされている（démembrée）。わたしは，委員会が補完されること（complétée）を要求する。」

五百人会は，ヴィレールの提案を採択する[502]。そして，「五百人会は，ある議員〔ヴィレール〕の提案に基づき，抵当権に関する委員会を補完する（compléter）するために，…リウーとウサンを選出する[503]」。

(12)　1797年11月７日（共和暦６年ブリュメール17日[504]）

81　総裁政府は，五百人会に対する教書[505]により，「抵当制度」の成立を促す。

この教書には，次のように記載されている（抄訳）。

「共和暦６年ヴァンデミエール９日法（La loi du 9 du présent mois）〔⇒**79**〕は，財政再建と将来の秩序維持のために，…財源（ressources）を示した。しかしながら，共和暦６年につき定められた収入のいくつかについては，それが完全に徴収されるために，別途の法律（dispositions législatives ultérieures）が必要とされる。それは，何よりもまず，総裁政府が以前二つの教書[506]により諸君の配慮を要請した，それである。すなわち，それは，抵当制度にほかならない。それは，取引を容易にし，増加させ，かつ，取引に道徳を呼び戻すことを目的とするものである。そうであるとすれば，公的な繁栄と個人の繁栄の，あらゆる源を豊かにするものに，ほかならない。

市民の間でされる，…数多くの取引を調整し，かつ清算するために，市民を助けると

Moniteur universel（19 vendémiaire an 6.）にも，若干異なるが，同様の内容の発言が掲載されている。

(502)　*MU*, 19 vendémiaire an 6; *Journal des débats*, vendémiaire an VI, N° 152, p. 194.

(503)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, vendémiaire an VI, p. 208.

(504)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, pp. 417 et s.

(505)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, pp. 417 et s.

(506)　共和暦４年ジェルミナル８日（1796年３月28日）の教書（⇒**18**）と，共和暦５年フリメール23日（1796年12月13日）の教書（⇒**49**）を指すものと思われる。

同時に，国庫を潤沢にすることが必要であるが，これらの必要性は，抵当権に関する複数の法律（lois）の完成又は修正を，民法典［の完成］まで先送りすることを，もはや許さない。もっとも，現状（circonstances）は，共和国全土において，それを統一することを命じるものではない。その時は，それを改良した後にのみ，訪れる。

立法府は，共和暦６年の業務に充てられる収入のうち，800万［フラン］につき，抵当権を含めた。この金額を国庫に納めるために，共和暦６年ヴァンデミエール９日法第62条は，二つの税を創設した。すなわち，抵当権保存のために登記が要求される債権につき，その債権額に基づく税と，新所有者が抵当権を滌除することを希望した譲渡につき，その譲渡額に基づく税である。

この基礎は，立法府が公的帳簿に債権の登記を義務づける抵当制度を確立するという，総合的な計画（plan general）に含まれる。

しかし，このことは，共和国領土の５分の２を占めるナンティスマン地域（pays de nantissement）の現行立法に適応することでも，残りの５分の３において認められる裁可状の立法に適応することでも，ない。

共和暦３年メシドール９日法だけが，唯一，掲げた目的を成し遂げることができる。というのも，その法律は，そこに含まれた不備を取り除くものであり，その実施の経験は，その不備を顕在化させるものだったからである。

いずれにせよ，これらの制度のいずれかを採択しなければならない。なぜなら，これらの点についての不確実な状態は，国庫にとって致命的であり，かつ市民の利益を害するものだからである。」

（13）　1797年11月９日（共和暦６年ブリュメール19日）[507]

82　五百人会は，《委員会》に対して，1797年11月７日（共和暦６年ブリュメール17日）の教書（⇒**81**）を送付する。

（507）　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, p. 419.

第５節　ベルジエ草案の完成

83　共和暦６年ヴァンデミエール９日法の成立（⇒**79**）により，総裁政府は，五百人会に対して，抵当制度の早急な成立を促し（⇒**81**），それを受け，五百人会は，《委員会》に対して，総裁政府の意向を伝える（⇒**82**）。そして，《委員会》は，その直後，決議案（修正前ベルジエ草案）を五百人会に提出する。本節は，《委員会》が修正前ベルジエ草案を五百人会に提出してから，ベルジエ草案が印刷されるまでの経緯の概要を明らかにする。

（１）　1797年４月30日（共和暦５年フロレアル11日）から1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日[508]）

84　《委員会》は，修正前ベルジエ草案（⇒**85**）を完成させる。

（２）　1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日[509]）

85　五百人会において，ベルジエが，《委員会》を代表して，「抵当法典の実施に関する報告をする[510]」とともに，「抵当制度に関する決議案を提出する[511]」。本稿においては，この「決議案」を「修正前ベルジエ草案[512]」という（⇒**1**）。

---

(508)　修正前ベルジエ草案の正確な完成日を明らかにすることはできなかった。もっとも，1797年４月30日（共和暦５年フロレアル11日）（⇒**65**）の時点においては未完成である（註（360）参照）から，修正前ベルジエ草案完成日は1797年４月30日以後になる。また，1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）（⇒**85**）には完成していたので，修正前ベルジエ草案完成日は1797年11月14日以前である。したがって，修正前ベルジエ草案完成日は，1797年４月30日から1797年11月14日までの，いずれかの日になる。

(509)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, pp. 489 et s; *MU*, 25 et 29 brumaire an 6; *Journal des débats*, brumaire an VI, N° 190, p. 352 et N° 193, pp. 387 et s.

(510)　*Journal des débats*, brumaire an VI, N° 190, p. 352. Cf. *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, p. 489; *MU*, 25 et 29 brumaire an 6; *Journal des débats*, brumaire an VI, N° 190, p. 352 et N° 193, pp. 387 et s.

(511)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, p. 489; *MU*, 25 et 29 brumaire an 6. Cf. *Journal des débats*, brumaire an VI, N° 190, p. 352 et N° 193, pp. 387 et s.

(512)　修正前ベルジエ草案については，未見である。しかし，ベルジエの言説等から，その内容の一部を知ることができる。

　ベルジエ草案（⇒**89**）は，「一般規定」，「第１部　抵当権及び譲渡の公示」及び「第２部　強制的所有権移転又は裁判上の売買（SECONDE PARTE. *De l'expropriation forcée, ou vente judiciaire.*）」からなる。しかし，修正前ベルジエ草案においては，少なくとも，ベルジエ草

修正前ベルジエ草案提出時の《委員会》の委員は，トルイユ，ポム，クラッスー，ウサン，リウー，ベルジエである。(513)(514)

案「第２部」に相当する部分は，存在しなかった。この点につき，ベルジエは，ベルジエ草案掲載文書において，次のように記載する（Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 11.）。

「強制的所有権移転の最後の手段に訴えねばならない場合が，規定されなければならない。抵当法典〔共和暦３年法〕の，この部分は，すべてのうちで，最も不備のない部分あったと思われる。しかし，不備は少ないとはいえ，わたしは，本日，それをそのままの形で諸君に示さない。抵当法典における，この部分の改良は，別の決議［案］の対象（matière）であり，それにつき，わたしは，数日以内に諸君に提出すべきものである。さしあたり（en attendant），抵当法の部分に関する［決議］案は，以下である。」

また，ベルジエは，同じくベルジエ草案掲載文書において，次のようにも記載する（Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 31, note(1).）。

「［ベルジエ草案］第２部は，ほとんど全部（presqu'entière），それを求めた議会の決定にしたがい，演壇で朗読された［決議］案〔修正前ベルジエ草案〕に付け加えられたものである。」

「［ベルジエ草案］第２部」は「演壇で朗読された［決議］案に付け加えられたものである」わけであるから，必然的に，「演壇で朗読された［決議］案」（すなわち，修正前ベルジエ草案）には「［ベルジエ草案］第２部」は存在しなかったことになる。実際，かりに，修正前ベルジエ草案にベルジエ草案「第２部」相当部分が存在すれば，それは，かならず「演壇で朗読された」はずである。

もっとも，ベルジエ草案「第２部」相当部分が存在しないことは，決議案が未完成なまま五百人会に提出されたことを意味するものではない。《委員会》は，ベルジエ草案「第１部」相当部分とベルジエ草案「第２部」相当部分を，独立した二つの法律として成立させるつもりであった。実際，すでに引用した言説においても，ベルジエは「強制的所有権移転…の部分の改良は，別の決議［案］の対象であ」ると述べている。また，ベルジエは，ベルジエ草案掲載文書において，次のようにも記載する。

「議会の決定により，…二つの別々の決議案とする計画を放棄し，それを全体として統合せざるをえなくなった」（Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 11, note(1).）。

「委員会の最初の計画において二つの決議［案］として分割されるべきであるものを，［ベルジエ草案においては，］一つの［決議］案（même projet）にまとめねばならなかった」（Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 12, note(2).）。

問題は，修正前ベルジエ草案において，ベルジエ草案の「一般規定」に相当する部分が存在したかどうかである。ベルジエの言説等において，このことを推測させる箇所は，存在しない。しかし，*Journal des débats*（brumaire an VI, N° 193, p. 388.）には，次のように記載されている。

「ベルジエが提出した草案は，…五つの章からなる。そして，各章は非常に長い。［そこで，］その印刷と，延期が求められた。」

ベルジエ草案「第一部」は，五つの章からなる。そうであるとすれば，この記載から，ベルジエ草案の「一般規定」に相当する部分は，修正前ベルジエ草案においては，存在しなかったものと推測することもできる。しかし，「第２部」と異なり，「一般規定」と「第１部」の条文数は連続しており，これらは全体として１つを構成している。そうであるとすれば，修正前ベルジエ草案においても，「一般規定」は存在していたと考えることもできる。いずれにせよ，この点については，明らかにすることはできなかった。

(513) Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 1.

《委員会》の委員の名前は，ベルジエ草案掲載文書に掲載されているが，この文書に掲載された委員の名前は，厳密には，ベルジエ草案掲載文書完成時の委員の名前である（⇒89）。しかし，ベルジエ草案掲載文書完成時の委員は，その全員が，すでに修正前ベルジエ草案提出時

修正前ベルジエ草案につき，「最初の朗読」がされる。[515]

修正前ベルジエ草案につき，ピゾン[516]，ベルジエ[517]，デルヴィル[518]，クラッスー[519]，ベッツ[520]及びモノ[521]が発言をする。[522]

ピゾンは，「1771年王示を共和国全体において実施す[523]」べきであるとの主張をする。

に委員に選出されていること（註（514）参照）に鑑みると，ベルジエ草案掲載文書完成時の委員と，修正前ベルジエ草案提出時の委員は同一であると思われる。

(514)　修正前ベルジエ草案を完成させた委員会と，1796年５月21日（共和暦４年プレリアル２日）（⇒**25**）の五百人会で設置された委員会は，同一の委員会である。確かに，トルイユ以外は委員が異なるが，ベルジエは，ベルジエ草案掲載文書において，次のように記載しており，ここから二つの委員会が同一の委員会であることを知ることができる（傍点は引用者による）（Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 3.）。

「わたし〔ベルジエ〕は，…わたしが代弁者であるのと同一の委員会（même commission dont je suis l'organe）を代表して，レアルが述べたことを，繰り返して述べる。」

ベルジエとレアルが属する委員会は「同一の委員会」であり，レアルは1796年５月21日の五百人会で設置された委員会の委員であるから，ベルジエは，1796年５月21日の五百人会で設置された委員会の委員ということになる。したがって，必然的に，二つの委員会は同一である。

これらの委員が《委員会》の委員に選出された日は，それぞれ，トルイユが1796年５月21日，ポムが1796年６月６日（共和暦４年プレリアル18日）（⇒**31**），クラッスーとベルジエが1797年４月30日（共和暦５年フロレアル11日）（⇒**65**），ウサンとリウーが1797年10月４日（共和暦６年ヴァンデミエール13日）（⇒**80**）である。

(515)　Crassous, séance du 27 pluviôse an 6, p. 2; Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 12, note (2).

(516)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, p. 489; *Journal des débats*, brumaire an VI, N° 193, p. 388.

(517)　*Journal des débats*, brumaire an VI, N° 193, p. 388.

(518)　*Journal des débats*, brumaire an VI, N° 193, p. 388.

(519)　*Journal des débats*, brumaire an VI, N° 193, p. 388.

(520)　*Journal des débats*, brumaire an VI, N° 193, p. 388.

(521)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, p. 490.

(522)　修正前ベルジエ草案は，ベルジエ草案「第２部」に相当する部分を含まないが，《委員会》は，ベルジエ草案「第２部」相当部分を後日別の決議案として五百人会に提出する予定であった。しかし，五百人会は，《委員会》が二つの決議案を一つの決議案に「統合」して五百人会に提出することを決定する（註（512）参照）。問題は，この提案が，いつ，誰によりされ，五百人会が，いつ，それを決定したのかであるが，この点については明らかにすることができなかった。

(523)　*Journal des débats*, brumaire an VI, N° 193, p. 388.

ベルジエは，ベルジエ草案掲載文書において，発言日を明らかにしないが，ピゾンの発言を記載しており，その内容は，他の資料に比べ詳細である。ベルジエは，ピゾンは五百人会において次のような「勧告（invitation）」をしたと記載する（Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 15, note (1).）（再掲）（⇒**68**）（傍点は原文イタリック）。

「ピゾン・デュ・ガランは，新しい抵当制度を拒否すること，1771年王示にしたがえば十分であること，この法律〔1771年王示〕を共和国の共通法にすることを，議会に対して勧告した。すなわち，取得した抵当権を保存するために，裁可状への押印に対する故障申立て…の方法を用いれば足りると，勧告するわけである。そして，［かれは，］この方法〔故障申立て〕を登記

「議員ら」が，「報告及び草案の印刷」と，これらの配布から三日後までの延期を要求する。(524)

「若干の議論（quelques débats）」がされる。(525)

デルヴィルは，修正前ベルジエ草案が財政委員会に送付されることを提案する。

クラッスーとベッツは，次のような内容の発言をする。(526)

「クラッスーとベッツは，1771年王示は，抵当法典に代わることができるものではないと主張した。そして，かれらは，この主張を証明するために，フランスの元国王たちは，権力を有していたにもかかわらず，この王示を，ごくわずかな旧州において，採択させることができたにすぎないと述べた。」

五百人会は，報告及び修正前ベルジエ草案の印刷と，これらの配布から三日後までの延期の提案を採択する。(527)

の方法に優先させることを，［あわせて］勧告する。」

この発言が，1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）の五百人会における，ピゾンの発言であることは，間違いないと思われる。

*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*において「ある…議員（Un…membre）」として記載された発言は，その内容から，それがピゾンの発言であることは明らかである。

もっとも，*Journal des débats*及びベルジエ草案掲載文書に記載されたピゾンの発言内容と，*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*に記載されたそれには，若干であるが，ニュアンスの違いがある。というのも，*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*においては，かれは「一時的に（provisoirement）1771年王示を共和国全体において実施す」べきであると発言したと記載されており，他の資料と異なり，「一時的に」の副詞が挿入されているからである。

クラッスーは，クラッスー甲案掲載文書において，朗読後に「1771年王示への復帰」を主張した「議員ら」が存在したと記載する（Crassous, séance du 27 pluviôse an 6, p. 2.）が，「議員ら」の原文は《les uns》，すなわち複数形である。したがって，クラッスーの記載を信用するのであれば，1771年王示を支持した議員は，ピゾンだけではなかったようである。しかし，その名前を明らかにすることはできなかった。

(524) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, pp. 489 et s.

「議員ら」の原文は《membres》，すなわち複数形である。したがって，この要求は，複数の議員からされたということになる。

この「議員ら」の名前を明らかにすることはできなかった。もっとも，*Journal des débats*（brumaire an VI, N° 193, p. 388.）においては「ベルジエは，報告と草案の印刷を強く主張した」と記載されており，この「議員ら」にベルジエが含まれることは明らかである。

(525) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, p. 490.

(526) *Journal des débats*においては，《BETZ》と記載されているが，このような名前の五百人会議員は存在しない。これは，Joseph- François BEYTS（⇒70）のことと思われる。

モノ[528]は，印刷にさいして，草案において「維持されるべき共和暦３年メシドール９日法の条文が」，草案の「相応しい場所に挿入され」，「草案とともに印刷される」べきであることを要求する。

五百人会は，モノの要求を採択する[529]。

（３）　1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）から1797年12月20日（共和暦６年フリメール30日）

86　《委員会》が開催される[530]。

《委員会》において，「複数の問題（les questions）[531]」が議論される。

《委員会》は，「譲渡契約書は，これまで通り公署日（*jour de leur date authentique*）に売主から所有権を移転させるのか，それとも保存所に対する［契約書の］寄託と登記の日に限り売主から所有権を移転させるのか」という問題につき，その処理をクラッスーに委ねる（傍点は原文イタリック）[532]。

「クラッスーは，委員会名義で，その問題［の判断］を議会に委ね」る[533]。

87　ベルジエ草案の起草作業がされる[534]。《委員会》は，1797年11月14日（共和暦

(527)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, p. 490; *MU*, 25 et 29 brumaire an 6; *Journal des débats*, brumaire an VI, N° 193, p. 388. Cf. Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 12, note (2).

(528)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*においては「ある議員（un membre）」とのみ記載されているが，その発言内容は，ベルジエ草案掲載文書において記載されたモノのそれ（Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 12, note (2).）と一致する。したがって，「ある議員」がモノであることは，明らかである。

(529)　*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, brumaire an VI, p. 490; Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 12, note (2).

(530)　ベルジエ草案掲載文書において，ベルジエは，「この草案〔ベルジエ草案〕の印刷までの間に」「委員会」の「審議（une conférence）」が「開催された」と記載する（Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 13, note (1).）。したがって，修正前ベルジエ草案提出日の1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）（⇒**85**）から，ベルジエ草案掲載文書が印刷される日（⇒**89**）までの，いずれかの日に，《委員会》が開催されている。そして，ベルジエ草案掲載文書は1797年12月20日（共和暦６年フリメール30日）（註（536）参照）以前に印刷されているので，《委員会》開催日は，1797年11月14日から，共和暦６年フリメールの最終日である1797年12月20日までの，いずれかの日である。

《委員会》の開催回数を明らかにすることはできなかった。

(531)　Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 13, note (1).

(532)　Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 13, note (1).

(533)　Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 13, note (1).

(534)　修正前ベルジエ草案の提出日である1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）（⇒**85**）

６年ブリュメール24日）（⇒85）のモノの提案に基づく五百人会の決定に従い，「演壇で朗読された条文に若干の修正（légers changemens）[535]」を施す。

88 《委員会》は，ベルジエ草案（⇒89）を完成させる[536]。

（４） 1797年11月21日（共和暦６年フリメール１日）から1797年12月20日（共和暦６年フリメール30日）[537]

89 次の表題の文書が印刷される[538][539]。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ- CENTS. RAPPORT ET PROJRT DE RÉSOLUTION PRÉSENTÉ PAR BERGIER, *Sur le régime hypothécaire, au nom d'une commission composée des représentans TROUILLE, POMME, CRASSOUS, WOUSSEN, RIOU & BERGIER*. Séance du 24 brumaire, an 6.

この文書には，1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）（⇒85）の五百人会においてされたベルジエの「報告」と，全89条（全３条からなる「一般規定」，全35条からなる「第１部　抵当権及び譲渡の公示」及び全51条からなる「第２部　強制的所有権移転又は裁判上の売買」）からなる「決議案」が掲載されている。こ

から，ベルジエ草案完成日（註（536）参照）までの期間にベルジエ草案の起草作業がされる。したがって，ベルジエ草案起草作業期間は，1797年11月14日から，ベルジエ草案完成日として考えられる日の最終日である1797年12月20日までである。

(535) Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 12, note (2).

(536) ベルジエ草案の正確な完成日を明らかにすることはできなかった。もっとも，修正前ベルジエ草案の五百人会提出日が1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）（⇒85）であるから，ベルジエ草案完成日は1797年11月14日以後になる。また，ベルジエ草案掲載文書は1797年12月20日（共和暦６年フリメール30日）以前に印刷されている（註（537）参照）ので，ベルジエ草案完成日は1797年12月20日以前である。したがって，ベルジエ草案完成日は，1797年11月14日から1797年12月20日までの，いずれかの日になる。

(537) ベルジエ草案掲載文書の正確な印刷日を明らかにすることはできなかった。しかし，この文書は「共和暦６年フリメール」（1797年11月21日から1797年12月20日）に印刷されたものである（註（539）参照）から，ベルジエ草案掲載文書印刷日は，共和暦６年フリメールの初日である1797年11月21日から，共和暦６年フリメールの最終日である1797年12月20日までの，いずれかの日になる。

(538) Cf. *Journal des débats*, frimaire an VI, N° 221, p. 392.

(539) この文書の最終頁の末尾には，以下の記載がある。
A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Frimaire an 6.

の「決議案」は，1797年11月14日（共和暦６年ブリュメール24日）から1797年12月20日（共和暦６年フリメール30日）の間に完成したもの（⇒**88**）であり，本稿においては，この「決議案」の，「一般規定」及び「第１部 抵当権及び譲渡の公示」を「ベルジエ草案」という（⇒**1**）。

なお，この文書の完成時の《委員会》の委員は，トルイユ，ポム，クラッスー，ウサン，リウー，ベルジエである。[540]

第３章　むすび

90　サニャック（Philippe SAGNAC）は，『フランス革命の民事立法（La législation civile de la révolution française）』において，総裁政府期の抵当制度改革につき，次のように記載する。[541]

「抵当権につき，しだいと国民公会の立法に反発した。まず，総裁政府においては，［抵当］証券制度が廃止された。［そして，］いくつかの改良が施されつつ，抵当権のみが保持された。五百人会は，国民公会の抵当法典〔共和暦３年法〕の完全な廃止も，その完全な採用も，望まなかったのである。［実際，五百人会に設置された］委員会は二つの提案を相次いでしたが，五百人会は，中間的解決（solution moyenne）のために，そのいずれをも拒絶した。しかし，改革は何度も延期された。デクレが採択されたのは，共和暦７年ブリュメール11日でしかない。」

サニャックは，五百人会は，「国民公会の抵当法典の完全な廃止」と，「国民公会の抵当法典の…完全な採用」の，「中間的解決のため」に，「委員会」の「二つの提案を…拒絶した」と指摘する。ここにおいて，かれの指摘する「二つの提案」のうち，「国民公会の抵当法典の…完全な採用」の提案は，具体的には，《委員会》を代表してレアルが五百人会に対してした一連の「法律案」又は「決議案」（レアル諸案〔⇒**26**〕）の提出を意味する。そして，このこと自体につき，サニャックは，こ

(540)　Bergier, séance du 24 brumaire an 6, p. 1.
(541)　Sagnac, p. 345.

の引用箇所に付された脚註において，それを明示する[542]。他方で，「二つの提案」のうちの，「国民公会の抵当法典の完全な廃止」の提案が具体的に何を指すのかにつき，かれは明示しないが，これが1796年３月31日（共和暦４年ジェルミナル11日）に《旧委員会》を代表してウードが五百人会に対してした「決議案」（ウード草案〔⇒20〕）の提出を意味するものであることは，本稿の叙述から明らかである。いずれによせ，サニャックは，総裁政府期の抵当制度改革を概観するにあたり，ウード草案とレアル諸案に触れるが，修正前ベルジエ草案（⇒85）又はベルジエ草案（⇒89）につき，それに一切言及しない[543]。

サニャックが修正前ベルジエ草案又はベルジエ草案に言及しない理由については複数考えられるが，革命期の民事法全般を扱う同書において，総裁政府期の抵当制度改革の概要を数行にまとめるにあたり，修正前ベルジエ草案又はベルジエ草案に言及しないことをもって，不当であると批判することは適切ではないであろう。実際，ベルジエ草案は，共和暦７年法[544]と異なり，「国民公会の抵当法典」の最大の特徴である抵当証券制度につき，それを廃止するものではない[545]ため，この観点からすれば，修正前ベルジエ草案又はベルジエ草案の完成は「国民公会の抵当法典の…完

---

(542)　「国民公会の抵当法典の…完全な採用」の提案が，《委員会》による「法律案」又は「決議案」（レアル諸案）の提出を意味することにつき，サニャックは，脚註においては次のように記載する（Sagnac, p. 345, note 2.）。

《Cf. notamment rapport de Réal: on le trouvera, ...dans *Moniteur*, fol., t. XVI, 412.》

(543)　修正前ベルジエ草案又はベルジエ草案に関する無関心は，サニャックにつきない。カズナベット（Henri CAZENAVETTE）も，次のように記載するにすぎない（Cazenavette, p. 23.）。

「共和暦４年ジェルミナル28日の審議において，ウードは［共和暦３年法の］廃止を求めた。そして，［共和暦３年法の］改革を検討するために，委員会が選出された。共和暦５年ニヴォーズ11日，レアルは，［委員会］名義で草案を提出するが，採択には至らなかった。最後に，共和暦６年ジェルミナル３日，クラッスーが五百人会に草案を提出する…。」

このように，ウード草案とレアル乙案については言及するが，修正前ベルジエ草案又はベルジエ草案については，その言及を欠く。

ちなみに，*Réimpression de l'ancien Moniteur*（この資料は，「総裁政府については，もはや［*Moniteur universel*の］要約（résumé）でしかない」〔Sagnac, p. XV.〕と評されている）においては，修正前ベルジエ草案又はベルジエ草案に関する記録は完全に割愛されている（Cf. *RAM*, t. 29, p. 66 et t. 30, p. 553.）。

(544)　共和暦７年法56条は，次のように規定する。

「第56条　抵当制度及び土地申告に関する共和暦３年メシドール９日の二つの法律，並びに抵当権の設定，不動産譲渡を完成させ確実なものとする方法及び抵当権を滌除する方法に関する以前の，法律，慣習法及び習慣は，すべて，廃止される。」

(545)　ベルジエ草案２条は，次のように規定する。

全な採用」の提案にほかならないと評価することも，できないわけではない。そして，修正前ベルジエ草案又はベルジエ草案がこのように評価されたとすれば，これらが割愛されることは，やむを得ないことといわざるをえない。

しかし，クラッスー甲案（⇒**1**）の五百人会への提出日（1798年２月15日〔共和暦６年プリュヴィオーズ27日〕）がベルジエ草案の完成日（1797年11月14日〔共和暦６年ブリュメール24日〕から1797年12月20日〔共和暦６年フリメール30日〕）（⇒**88**）の二ヶ月乃至三ヶ月後でしかないこと，クラッスー甲案とベルジエ草案が同一の委員会（すなわち《委員会》）により完成させられたこと，クラッスー甲案完成時の《委員会》委員とベルジエ草案完成時の《委員会》委員が同一であること[546]に鑑みると，ベルジエ草案が，クラッスー甲案に与えた影響（したがって共和暦７年法に与えた影響）が小さくないであろうことは，容易に想像することができる。そして，そうであるとすれば，総裁政府期の抵当制度改革の研究にあたり，それが抵当証券制度を否定するものではないことを理由に，その存在を無視することは許されるべきではない。そこで，ベルジエ草案の検討が総裁政府期の抵当制度研究に不可欠であるとの理解を前提に，本稿において，ベルジエ草案を検討するに先立ち，その完成に至るまでの経緯の概要を明らかにした。いずれにせよ，重要なことは，ベルジエ草案の内容を検討しつつ，総裁政府期の抵当制度改革における，その意義を詳らかにすることである。近く別稿において，本稿の内容を前提としつつ，ベルジエ草案の内容につき検討を加える。

（完）

「第２条　土地申告及び証券的信用に関する共和暦３年メシドール９日法の規定の実施は延期（ajourner）される。」

(546)　クラッスー甲案完成時の《委員会》の委員を明らかにすることは，本稿の対象外であり，本論（第２章）において，触れていない。補足的に，ここで明らかとする。

クラッスー甲案掲載文書完成時の《委員会》の委員の名前は，クラッスー甲案掲載文書において，次のように記載されている（Crassous, séance du 27 pluviôse an 6, p. 2, note (2).）。

「委員会は，人民の代表者である，ウサン，リウー，ポム，トルイユ，ベルジエ及びクラッスーで構成される。」

これは，ベルジエ草案掲載文書完成時の《委員会》の委員と同一である（⇒**89**）。ベルジエ草案掲載文書完成時の委員とクラッスー甲案掲載文書完成時の委員が同一である以上，クラッスー甲案完成時の《委員会》の委員も，ウサン，リウー，ポム，トルイユ，ベルジエ及びクラッスーと考えて，間違いないと思われる。